

令和4年5月
農業委員会議事録

開催日：令和4年5月25日（水）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時52分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4年 5月25日 (水)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 齋藤 利明
主幹 高橋 英行

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 (削 除)

第5号議案 【越谷市農業委員会】「令和3年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時38分

9. 会議の内容

局	長	<p>皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>皆様のお手元に議案の訂正についての文書を配付しておりますが、第4号議案ですが、出願人より取下げの申出がありましたので、削除となりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会	長	<p>おはようございます。毎日暑い日が続いておりますが、委員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。</p> <p>早いもので、5月も下旬に差しかかり、市内の稲作農家の大半の方では、田植えがほぼ終了していることと思いますが、一方で、大口の農家の方などは、まだまだ作業が残っているとの話も漏れ聞こえてきております。</p> <p>このところ、地球規模での気候変動の影響が顕著になっております。朝のニュースでは、“今日は「夏日」”、特に新潟県では気温が「30度」を超える暑さ云々……とのことでした。</p> <p>これからいよいよ夏本番を迎えるに当たり、農業委員、最適化推進委員の皆様には、くれぐれも、体調管理・健康管理には十分注意をいただき、農作業並びに農業委員会業務に当たっていただくようお願いいたします。</p> <p>本日も、議案の慎重審議をお願い申し上げまして、言葉整いませんが、開会の挨拶といたします。</p>
局	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、委員14名全員出席しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまより開催いたします。</p>

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、1番の瀬尾委員、2番の藤井委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8,008平方メートルです。通作距離は約1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人含め3名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,134平方メートルです。通作距離は車で5分、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人1名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万1,974平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人含め5名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員3番の今井委員、2番について推進委員12番の松沢委員、3番について推進委員11番の豊田委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、今井委員よりお願いします。

3番推進委員

1番の件について補足説明します。

(今井委員)

5月18日に現地を確認しております。申請地の1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
ありがとうございました。

1 2 番推進委員
(松沢委員)

2 番について、松沢委員よりお願いいたします。

2 番の件について補足説明します。

5月18日に現地を確認しております。申請地の1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
ありがとうございました。

1 1 番推進委員
(豊田委員)

3 番について、豊田委員よりお願いいたします。

3 番の件について補足説明します。

5月18日に現地を確認しております。申請地の4筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定

について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび住宅の増築を計画し、土地の調査をしたところ、申請地は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き住宅敷地として利用することから適法な土地にするための申請です。

なお、令和4年4月20日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨のてんまつ書が提出されております。

また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は敷地拡張です。転用理由といたしまして、このたび自己所有地の調査をしたところ、申請地は住宅敷地の一部として使用しておりましたが、農地であることが判明したことから敷地拡張の申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび土地の調査をしたところ、申請地は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き住宅敷地として利用することから適法な土地にするための申請です。

なお、令和4年5月9日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨のてんまつ書が提出されております。

また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、申請人は現在母親が建築した住宅に居住しておりますが、母親の死亡により、兄が母親の所有する建物を相続し、兄の家族が転居してくることになり、自分の住む場所がなくなるため相続にて取得した土地に自己用住宅を建築したいとの申請です。

以上4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替

性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について山崎委員、2番について三ツ木委員、3番について大熊委員よりお願いいたします。また、4番については私から説明します。

それでは、1番について、山崎委員よりお願いします。

4 番 委 員
(山崎委員)

1番の件について説明いたします。

5月11日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地で、転用の目的は住宅敷地追認です。申請に係る土地は、昭和42年頃から自宅の敷地の一部としております。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

2番の件について説明いたします。

5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は敷地拡張です。出入口を除き隣地との境界には既設コンクリートブロックが設置されているため、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

3番について、大熊委員よりお願いします。

7 番 委 員
(大熊委員)

3番の件について説明いたします。

5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地で、転用の目的は住宅敷地追認です。申請に係る土地は、昭和45年以前から自宅の敷地の一部としております。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

4番について、私から説明いたします。

全
議
員
長

議
長

統
括
主
幹

5月11日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。北側の出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局から説明願います。

議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の祖父母の家にも近く、子育ての支援や将来の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は敷地拡張です。転用理由といたしましては、譲受人は昭和60年に現在の家を建築し居住しておりますが、北側の隣地との境界が狭く、プロパンガス置場及び排水設備等のメンテナンス等を考慮し、敷地を拡張したいと計画したとこ

ろ、土地所有者の同意が得られ申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に居住しておりますが、実家の両親が療養のため定期的に医療機関の受診をしており、休日を調整し病院への送迎を行っております。このたび実家に近いところで自己用住宅の建築を計画し土地を探しましたが見つからず、両親に相談したところ、父親の所有する土地を勧められ、申請地は実家の隣接地であり家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在両親が所有する住宅に両親、夫婦と子供2人、計6人で同居しておりますが、大変手狭になり家族の将来を考え自己用住宅の建築を計画し土地を探しましたが見つからず、祖父に相談したところ、祖父の所有する土地を勧められて、申請地は実家にも近く、今後の両親や祖父母の介護のことも考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は昭和56年に市内に本店を置き、主に冷凍機の販売業を営む法人です。現在本社に撤去した冷凍機等の資材を置いておりますが、手狭となり資材置場用地を探していたところ、申請地は本社からのアクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探しましたが見つからず、父親に相談したところ、父の所有する土地を勧められ、申請地は実家にも近く、また休日には農作業の手伝いも行っており、子育ての支援や将来両親の介護なども考え、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進

んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番及び3番について三ツ木委員、4番について渋谷委員、5番について荻島職務代理、6番について大熊委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

1番の件について説明いたします。

5月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側の出入口を除き、周囲にコンクリートブロック等を設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2番及び3番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

2番の件について説明いたします。

5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は敷地拡張です。周辺には農地もなく隣地との境界には既にコンクリートブロックが設置されていることから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

3番の件について説明いたします。

5月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き隣地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、周囲の農地へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

5 番 委 員
(渋 谷 委 員)

4 番について、渋谷委員よりお願いいたします。

4 番の件について説明します。

5 月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除いて新設のコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

5 番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(荻 島 委 員)

5 番の件について説明します。

5 月12日に現地を確認しました。申請地の転用目的は資材置場、現況は畑です。被害防除対策として、西側出入口を除き東側及び南側は既存ブロックにて区画されており、北側はのり面及び30センチメートルの溝を掘り土砂等の流出を防止することから、隣地に被害を及ぼすことはない判断されます。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

6 番について、大熊委員よりお願いいたします。

7 番 委 員
(大 熊 委 員)

6 番の件について説明いたします。

5 月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。北側の道路に接する部分を除いて新設のコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

議

長

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

引き続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から13番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から13番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在親族が所有する住宅に夫婦で居住しておりますが、建物が古く生活上支障があるため自己用住宅の建築を計画し、両親に相談したところ承諾が得られました。申請地は実家に徒歩3分程度の距離に位置し、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、適用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和48年に市内に本店を置く、主に塗装業を営む法人です。現在賃貸にて使用している駐車場の土地所有者から明渡し申し出があり、駐車場用地を探していたところ、申請地は会社の隣接地で、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲渡人は父親が所有する住宅に両親及び夫婦と子供2人、計6人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は駅や学校及び商業施設にも近く利便性もよいことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦及び子供2人、計

4人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家に約2キロメートルに位置し、子育ての支援や親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地はお互いの実家にも程近く、将来両親の介護のことも考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在実家に両親と居住しておりますが、兄が実家に戻ることで、来年には自身の結婚も控え、居住スペースがなくなるため戸建て住宅の建築を計画し土地を探しておりましたが見つからず、両親に相談したところ、母親の伯父が所有している土地を勧められ、申請地はレイクタウンのすぐそばに位置し利便性がよいことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は資材置場（車両置場）です。転用理由といたしまして、借人は平成21年に市内に本店を置く、主に自動車販売業を営む法人です。コロナ禍により公共交通機関を利用しない車通勤の需要が高まり、半導体の供給不足から中古車の需要が増加傾向にあり、在庫を抱えないスタイルで今日まで販売を続けておりましたが、昨今の状況では商品をすぐに仕入れできないマイナスの事態となっております。そのために約20台の車が置ける置場を探していたところ、申請地はオークション会場からも程近く、計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等

		により適当であると考えます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番及び8番について宇田川委員、9番について田口委員、10番から13番について藤井委員よりお願いいたします。
		それでは、7番及び8番について、宇田川委員よりお願いいたします。
8	番	7番の件について説明いたします。
	委員	5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。東側の出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。
	(宇田川委員)	以上、報告いたします。
		8番の件について説明いたします。
		5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は駐車場です。西側の出入口を除き周囲をコンクリートブロックにて区画することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。
		以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		9番について、田口委員よりお願いいたします。
1	0	9番の件について説明します。
	番	5月23日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側及び南側の出入口部分を除いて新設のコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。
	委員	以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(田口委員)	ありがとうございました。
議	長	10番から13番について、藤井委員よりお願いいたします。
		10番の件について説明します。
2	番	5月12日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、転用の
	委員	
	(藤井委員)	

目的は住宅です。北側、西側の道路に接する（出入口）部分を除きコンクリートブロックを設置し土留めとすることから、隣地に被害を及ぼすことはないと判断します。

以上、報告いたします。

引き続き11番の件について説明します。

5月12日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。出入口部分を除いて新たにコンクリートブロックを設置し土留めとすることから、隣地に被害を及ぼすことはないと判断します。

以上、報告いたします。

引き続き12番の件について説明します。

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。北側の出入口部分を除いて新たにコンクリートブロックを設置し土留めとすることから、隣地に被害を及ぼすことはないと判断します。

以上、報告いたします。

引き続き13番の件について説明します。

5月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。西側の道路に接する部分を除いて新設、既設のコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長
全 員
議 長

議 長
統 括 主 幹

挙手は全員でございますので、許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第5号議案 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、事務局から説明願います。

議案書の6ページを御覧ください。

第5号議案 【越谷市農業委員会】 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について説明します。

それでは、第5号議案別紙1ページを御覧ください。Ⅰ農業委員会の状況での1農業の概要及び2の農業委員会の現在の体制につきましては、令和4年3月31日現在の人数です。

続きまして、2ページを御覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、これまでの集積面積735.87ヘクタールで（うち新規集積面積20.4ヘクタール）の実績となりました。

続きまして、3ページを御覧ください。Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、1件の新規参入がありました。

続きまして、4ページを御覧ください。遊休農地に関する措置につきましては、令和4年3月末現在で、遊休農地（耕作放棄地）が18.6ヘクタールとなっています。令和3年度の活動といたしまして、委員の皆様は8月、9月の暑い時期に利用状況調査をしていただき、その後、事務局職員で地番確認、写真撮影後に適正な管理の指導をしております。令和3年度中に1.5ヘクタールの遊休農地解消を確認しております。

続きまして、5ページを御覧ください。違反転用につきましては、農業委員による日常的なパトロールや事務局職員と開発関係課職員によるパトロールあるいは市民等からの通報などにより把握しています。是正指導しても是正に至らないものについては、県とともに指導に当たっていますが、令和3年度の実績として5.248ヘクタールの違反転用面積となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。事務に関する点検でござい

ます。1 農地法第3条に基づく許可事務は、1年間で28件の申請があり、許可いたしました。その申請に対する事実関係の確認や総会での審議の実施状況を載せさせていただきます。

2の農地転用に関する事務につきましては、1年間で145件の4条、5条の許可申請があり、その事実関係の確認、審議の実施状況は記載のとおりです。

続きまして、7ページを御覧ください。3の農地所有適格化法人からの報告への対応ですが、越谷市内の農地所有適格化法人は1法人でありまして、決算後3か月以内という報告期限内に報告書の提出があり、農地所有適格化法人としての要件については問題はありませんでした。

4の情報の提供等ですが、農地の貸し借りの賃借料については、前年1月から12月の1年間に利用権設定された使用貸借を除いた平均額、最高額、最低額をホームページで公表しております。

農地の権利移動につきましては、農地法第3条、4条、5条の許可申請、届出あるいは相続での取得の届出などから把握しており、319件ありました。

農地基本台帳の整備については、土地情報の毎年の更新のほか、8.1調査での情報や利用状況調査、利用権設定等の情報を基に整備しています。

続きまして、8ページを御覧ください。地域農業者等からの主要望・意見につきましては、農業者の高齢化により、耕作ができない旨の相談が数多く寄せられております。対処内容は、新規就農者や認定農業者の方々に情報提供し、利用集積の推進を行っております。

次に、事務の実施状況の公表等、1総会等の議事録の公表は、ホームページで公表してあります。

3活動計画の点検・評価の公表につきましても、同様ホームページにて公表してあります。

続きまして、令和4年度最適化活動の目標の設定等になります。それでは、1ページのI農業委員会の状況で農業委員会の現在の体制及

び農家・農地の概要です。

続きまして、2ページを御覧ください。最適化活動の成果目標については、新規集積面積を2ヘクタールと設定しました。

次のⅡ担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、今年度新規集積面積の目標を2ヘクタールと設定いたしました。

(2) 遊休農地解消については、緑区分遊休農地解消目標設定面積を2ヘクタールで新規発生遊休農地解消目標設定面積を1ヘクタールとしました。

続きまして、3ページを御覧ください。新規参入の促進の目標ですが、権利移動面積を過去の実績を踏まえ0.5ヘクタールと設定しました。

次に、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月6日としました。

次に、活動強化月間の設定目標ですが、10月から3月とし、農地パトロールを実施し、遊休化された農地所有者へ適正管理の依頼を実施する。

次に、新規参入相談会への参加目標については、新規参入の申出があった時点で実施する予定とします。

事務局からは以上です。

議 長 ただいま事務局より説明いたしました。この件について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議 長 質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の7ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、8ページ及び9ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、11件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

議 長

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、6月24日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時38分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年 5月25日

議 長

署名委員

署名委員